

# 単位制度と単位の認定

## 1. 単位制度

---

大学院の学修はすべて単位制になっています。単位制とは、すべての科目に一定の単位数が定められており、その科目を履修申請して単位を修得し、定められた卒業要件単位数を満たすことで卒業が認定される制度です。

### (1) 単位とは

単位とは、学修の量を数字で表すものであり、原則として各単位数によって必要な学修時間が定められています。

### (2) 授業方法と授業時間、単位の計算方法

授業は、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかの方法またはこれらの併用により行うものとします。

『講義』：教員の解説を中心にして学ぶことを主とした授業。

『演習』：研究・発表・討議・活動などを行うことを主とした授業。

物事に習熟するために、繰り返し学ぶことや実際に規定し学ぶことを主とした授業。

『実験』：ある理論や仮説を確認するために、実際に経験することを主とした授業。

『実習』：知識や技術を、実際の現場で、または実物を用いて学ぶことを主とした授業。

『実技』：技術や演技などを実際に行うことを主とした授業。

いずれの方法においても、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とします（学則第24条）。なお、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業外に必要な学修（予習・復習等）を考慮して、標準的な授業時間数を次のとおり定めます。

#### ① 講義、演習

15時間の授業と30時間の授業外での学修（予習・復習等。以下同じ）をもって1単位とするものと30時間の授業と15時間の授業外での学修をもって1単位とするものがあります。

#### ② 実験、実習、実技

30時間の授業と15時間の授業外での学修をもって1単位とします。ただし、授業科目によっては45時間の授業をもって1単位とするものがあります。

③ 上記①及び②の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、規定する基準を考慮して定められた時間の授業と授業外の学修をもって1単位とします。

※各時限は90分で行われますが、2時間として計算します。

### (3) 単位の認定

1つの授業科目に定められた単位を修得するためには、次の3つの要件を満たしていなければなりません。

- ① 単位の認定を受けようとする科目について履修申請をすること。
- ② その科目の授業に出席し、履修に必要な学修をすること。(予習、復習を含む)
- ③ 科目のシラバス(講義概要)の成績評価の方法と基準により、合格(60点以上)をすること。

## 2. 履修申請

---

### (1) 履修申請

各年度または学期に履修する科目については、専用のWebサービスを使用して申請してください。その際、「履修のてびき」「授業時間割表」「シラバス」を必ず参照してください。詳細はオリエンテーションで説明します。

### (2) 指導教員

指導にあたっては、主指導教員が責任者となり、研究・プロジェクトの指導をはじめ、履修指導や学生生活のサポートを行います。また、主指導教員とは別に幅広い分野の知見の提供、研究補助、地域実践を行う上でのサポートを行うため、副指導教員やアドバイザーがつくことがあります。

## 3. 学籍異動

---

### (1) 休学

病気その他の理由で2カ月以上修学することができない者は、休学することができます。休学期間は1学期または1学年を区分とします。休学しようとする者は、「休学願」を学務課教務係に提出してください。休学期間は、原則、通算して2年を超えることはできません。

休学期間中の学費(授業料、実践教育実習費)は、前学期4月30日、後学期10月31日までに所定の手続きを済ませたときには徴収されません。また、休学期間は在学年数に参入しません。すなわち、休学した場合は自動的に卒業期が延期されますので、このことを念頭において手続きをしてください。

### (2) 復学

休学の理由がなくなり復学を願い出るものは、「復学願」を学務課教務係に提出し、復学することができます。

### (3) 退学

家庭の事情や一身上の都合により修学が不可能な者は「退学願」を学務課教務係に提出して下さい。懲戒処分による退学は、大学院学則によります。

#### (4) 再入学

退学した者が再び入学を願い出たときは、その事情を調査の上、原年次またはそれ以下の年次に入学を許可することがあります。(退学後、3年以内に願い出たものに限りです)

#### (5) 除籍

次のいずれかに該当する者は、除籍とします。除籍処分については、大学院学則によります。

- 大学院学則に定める在学年限を超えた者
- 学納金の納付を怠り、督促を受けてもなおこれを納付しない者
- 大学院学則に定められた休学期間を超えても復学できない者
- 長期間にわたり行方不明の者
- 入学手続きを終えて就学意思のない者
- 死亡した者

#### (6) 復籍

学納金未納による除籍者で復籍を希望する者は、除籍後所定の期間内に限り復籍を願い出ることができます。復籍しようとする者は、「復籍願」を学務課教務係に提出するとともに未納分の学納金を納入しなければなりません。